

「地域審議会・地区協議会の取扱い」についての整理（案）

「地域審議会・地区協議会の取扱い」について、第5回、第6回合併協議会の議論を踏まえ、次のとおり、整理する。

なお、全ての意見を一致させることは困難であるため、全体の意見により近い内容で意見集約、整理を行っている。

1. 「地域審議会の設置」か「地区協議会の設置」どちらか。

また、設置期間をいつまでとするのか。

（整理案）

合併後、新市において江迎地域、鹿町地域で地域住民の意思（投票）による議員が不在の期間、具体的には、平成23年5月2日まで、「地域審議会」を設置する。

その後は、まちづくり計画期間（平成29年度）まで、現在の世知原、吉井、宇久、小佐々地区同様の「地区協議会」を設置することができる。

2. 委員はどのような構成とするのか。

委員の人数は、何人が適当か。

「地域審議会」については、次の整理（案）のとおり行うものとし、その後設置することができる「地区協議会」については、地域審議会からの提言や現行4地区協議会を参考に、合併後定めるものとする。

（整理案）

- 1 委員数は、10人以内とする。
- 2 委員構成は、町議会議員、各界各層の代表及び学識経験者等の中から、江迎町長、鹿町町長からの推薦者とする。
- 3 前項により各町長が推薦した者を佐世保市長が選任（委嘱）する。

3. 報酬の形態 「月額」、「日額」どちらが適当か。

（整理案）

日額（佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の附属機関委員（その他）の規定による現行8,800円）とする。

4. 活動日数

（整理案）

今後、活動計画を策定したうえで、活動日数を定める。

今の時点では、日数の確定はしない。